

## 職員の通年輕装勤務の実施について

本市では、職員の夏季における健康管理と職務能率の向上、省エネルギーの取組を図るため、例年5月1日～10月31日の期間で職員のクールビズの取組（ノーネクタイ、軽装等）を実施してきました。今後は、通年で気候等に合わせて職員の判断により、さらなる地球温暖化防止、省エネルギーの継続的な取組及び働きやすい職場環境の向上等を目的として、通年輕装勤務を実施します。

- 1 開始日 令和6年11月1日（金）
- 2 対象者 全職員（消防吏員等の制服を着用する職員は除く。）
- 3 服装
  - （1）通年にわたって、ノーネクタイ等の働きやすい服装で勤務可能とする。
  - （2）夏季（5月～10月）は、襟のあるシャツ（カッターシャツやポロシャツ等（イベント・業務PR用Tシャツは認める。）の清涼感のある軽装）を着用。
  - （3）上記以外の期間は、執務環境等に応じた服装とし、作業服、ジャンパー、セーター、カーディガン、フリース等を着用可能とする。
- 4 その他
  - （1）通年輕装勤務を基本とするが、ネクタイ・スーツ等の着用を禁止するものではない。
  - （2）「服装の自由化」ではないので、公務員としての品位を損なわない、節度のある服装とし、来庁者等、市民の方々に不快感を与えないようなものとする。
  - （3）議会、式典、外部主催の会議等への出席など、社会通念上、必要と判断される場においては、その場に応じた服装で対応する。